	金属製容器	50kg	100kg	200kg		100kg	200kg	
	紙袋	50kg						
	プラスチック製容器	50kg						
	プラスチック袋	50kg						

㈱1）天然木材、合板、再生木材又はファイバ又はファイバ板製の単一容器は、適切な材質で内張りがされているものに限ること。

2）国連番号が3077の物件の場合、用いられるＩＢＣ容器の材質は次のとおりとし、容量は1,000kgを超えないものに限ること。また、平成23年１月１日以降に製造、修理又は再製造されたものについては、第９号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

なお、以下の表中の右欄に掲げる記号は、第５号様式別表第３に掲げる記号を参照すること。

金属	11A，21A，11B，21B，11N，21N
硬質プラスチック	11H１，11H２，21H１，21H２，
プラスチック製内容器付き複合容器	11HＺ１，11HＺ２，21HＺ１，21HＺ２，
ファイバ板	11G
木材	11C，11D，11F
柔軟性のあるもの	13H２，13H３，13H４，13H５，13Ｌ２，13Ｌ３，13Ｌ４，13M１，13M２

3）柔軟性のあるＩＢＣ容器は、粉末が漏えいしない耐水性のあるもの、又は内張りのあるものに限ること。

別表第１備考Ⅲ㈱「962」の項を次のように改める。

「962」は、次の容器及び包装等を示す。

1）燃料系統構成物以外の機械又は装置に含まれた少量輸送許容物件、包装基準953の要件を満たす磁性物質又は深冷液化ガス以外の副次危険性を有しない区分２．２のガスは、その少量輸送許容物件を金属製等の強固な防漏内張り付きの内装容器に収納した後、次の要件で輸送することができる。

ア）少量輸送許容物件等が当該機械又は装置内で適切な保護措置がなされていない場合は、移動防止用緩衝材を詰め強固な外装容器に収納すること。

イ）高圧ガスを収納したガスシリンダー（高圧容器）又は当該容器等にガスが充てんされる国の要件を満たすこと。

ウ）一包装物又は磁性物質内当たりに含まれる少量輸送許容物件又はガスの総質量又は総容量が次の値を超えないこと。

固体　１kg
液体　0.5ℓ
ガス　0.5kg

2）燃料系統構成物は、できる限り燃料を抜き取り、全ての開口部を確実に密閉した後、次の要件で輸送することができる。

ア）残存する可能性のある燃料を全て吸収するに足る有効な吸収材を使用すること。

イ）外装容器が防漏型でない場合は、プラスチック袋又はその他の同等の有効な収納方法を講じること。

ウ）強固な外装容器に収納すること。

㈱1）機械又は装置が包装基準953の要件を満たす磁性物質のみを含む場合には、国連番号を2807とすること。

2）包装基準953の要件を満たす磁性物質を含む機械又は装置には、ラベルＲも付すこと。

別表第１備考Ⅲ㈱「965」の項から「971」の項までを次のように改める。

「965」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあっては、セクションＩＡの規定を、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下の組電池であって、次表の要件を満たさない数量及び質量の電池を包装する場合にあっては、セクションＩＢの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下の組電池であって、次表の要件を満たす数量及び質量の電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

内　容	2.7Wh以下の単電池、組電池	2.7Whを超え20Wh以下の単電池	2.7Whを超え100Wh以下の組電池
包装物当たりの単電池、組電池の最大数	上限なし	8	2
包装物当たりの最大許容質量	2.5kg	—	—

電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであって、火、熱若しくは短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分の為の輸送は禁止される。

セクションＩＡ

以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外　装　容　器
	旅　客　機	旅客機以外の航空機	
3480	5kg	35kg	１Ａ２，１Ｂ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ２，１Ｎ１，３Ａ２，３Ｂ２，３Ｈ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ２，４Ｎ

㈱1）その他の有害物件として取り扱うこと。

2）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

3）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

4）短絡を防止する措置をすること。

5）密閉された内装容器に梱包し、外装容器に収納されること。

6）容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

7）組電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成23年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。